

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会報告書骨子（案）

【目次】

はじめに1. 生息・生育の場の保全

- (1) 希少種情報の収集・整備
- (2) 希少種の重要な生息・生育地の把握
- (3) 生息地等保護区の指定推進
- (4) 民間団体による場の維持・管理活動に対する支援及び連携

2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減

- (1) 希少種情報の公開・提供検討
- (2) 事業者に対する助言・指導
- (3) 助言・指導に応じない事業者への更なる対応

3. 民間等と連携した保全活動の推進

- (1) 民間等による保全活動への参画促進
- (2) 認定希少種保全動植物園等制度の更なる活用
- (3) 保護増殖事業の在り方の整理

4. 国と自治体との適切な役割分担

- (1) 法と希少種条例との役割分担等の明確化

5. 社会状況の変化に対応した譲渡し等規制の適正化

- (1) ペット流通種の譲渡し等規制に係る運用改善
- (2) 生体の登録における個体識別措置

参考：検討会の開催経緯・体制

(1) 種の保存法の施行状況評価

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)は、平成29年に改正が行われ、特定第二種国内希少野生動植物種制度や認定希少種保全動植物園等制度の創設、国際希少野生動植物種の登録制度の強化、特定国際種事業者の登録制度の創設等がなされた。
- ・また、改正法附則第10条において、「政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ことが規定されている。
- ・同法が改正されて以降、令和元年にIPBESにより公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されており、このままでは生物多様性の損失を止めることはできず、持続可能な社会は実現できないことが指摘された。
- ・また、令和5年には生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組み」が採択され、2030年ミッションとしてネイチャーポジティブが掲げられ、絶滅危惧種の保全・回復を含む23の個別目標が設定された。
- ・国内では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えており、我が国の生物多様性保全上重要な二次的自然である里地里山の管理の担い手が不足している。一方で、地方公共団体における生物多様性地域戦略の策定や、TNFDやネイチャーポジティブ等を受けた民間企業の取組など、国以外の主体による希少種・生物多様性保全の動きが進展している。
- ・こうした状況を踏まえ、環境省では、令和5～6年度にかけて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況評価会議」を設置し、同法の施行状況について検討・評価を実施したところ、以下のような課題が明らかとなった。

【施行状況評価において明らかになった課題】

① 生息・生育の場の保全

国内希少野生動植物種の指定による捕獲規制・個体の保護は進んできた一方で、生息地等保護区の指定は進んでおらず、他制度に基づく保護地域の指定状況を踏まえても生息・生育の場の保全や管理が不十分であること。

また、民間による保全活動を支援する仕組みがない。

② 希少種の生息・生育情報の活用

希少種の生息・生育情報を国として十分に把握できていないため、情報を適切に活用した措置に支障があること。

③ 保護増殖その他の民間連携

保護増殖事業計画の策定種は79種と絶滅危惧種のごく一部に留まっており、かつ保護増殖の優先順位も不明確であるなど保護増殖に課題があること。

また国以外の主体による希少種保全の取組に際して、保護増殖事業計画が未策定の種については確認・認定を受けることができず、また認定希少種保全等制度にも過重な手続

き負担があるため、規制の適用除外に該当しないケースも多く、活動を行う上での負担もある。また当該取組のインセンティブも限られる。

④ 法と条例の役割・関係

地方自治体においても、希少種の保全を目的とした条例が多数策定されているが、現行法では法と条例との間係に関する規定がないため、例えば、法と条例により同一種を指定する場合が見られる、国と自治体が保全取組を共有する枠組みがないなど、法と条例の役割・関係を整理することが望ましい状況が見られる。

⑤ 取引規制

希少野生動植物種の取引を厳格に管理するための規制が、生きている個体への心身への負担や保全活動への手続きの負担になっている側面があること。例えば高齢化の進行や単独世帯の増加等の社会状況の変化に伴い、飼養者の死亡や疾病、入院等により商業目的でない譲渡し等や一時的預かりが必要となる事案が生じているが、個体等登録ができない場合、行き場のない個体が発生している。

(2) 不適切な再生可能エネルギーへの対応

- ・近年、再生可能エネルギーの導入が各地で進められる一方、希少種の生息・生育地の改変等や希少猛禽類のバードストライクが発生する等により、地域でのトラブルに発展する事例がみられる。
- ・こうした状況を踏まえ、太陽光発電事業については、令和7年12月に「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」が決定され、種の保存法についても、「希少種の保全上重要な生息・生育地を保全するため、生息地等保護区の設定を推進するとともに、希少種保全に影響を与え得る開発行為について、事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等について検討する」こととされた。

(3) 種の保存法の在り方検討会の設置

- ・(1)、(2)で掲げた課題に対して、種の保存の観点から必要な措置を検討するため、令和7年10月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会」(以下、「検討会」という。)を設置し、今後の課題解決の方向性について検討を進めてきた。
- ・同検討会では、以下の2つの観点から、種の保存法に関する全体的な現状と課題、今後の対応の方向性を以下の5項目として整理した(下図)。

種の保存法に関する今後の対応の方向性（案）

【観点1】 不適切な開発事業への対応

- ・再生可能エネルギー等の開発に伴う生息・生育地の改変やバードストライクの発生などをはじめ、各地域で開発に伴い希少種保全に支障が生じる事例が未だに生じている
- ・こうした状況を踏まえ、生息・生育地の保全の一層の強化を図るとともに、希少種に著しい影響を与える事業への対応強化の検討が必要

【観点2】 少子高齢化・過疎化の進行と生物多様性主流化の進展

- ・少子高齢化や地方の過疎化等の社会情勢の変化によって、二次的自然の維持が困難となったり、高齢者がペットの飼養を継続できなくなったりする事例が増加
- ・ネイチャーポジティブ・TNFD への関心の高まりを背景に民間企業等の生物多様性の主流化が進みつつある状況も踏まえ、より多様な主体が連携した希少種保全の体制構築等が必要



1. 生息・生育の場の保全

- ・希少種情報を収集・整備して重要な生息・生育地を把握し、保護地域の指定を推進
- ・民間団体等による保全活動を支援

2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減

- ・希少種情報の提供・公開を検討し、事業者に対する助言・指導を効果的に運用
- ・事業者が助言・指導に応じない場合の更なる対応

3. 民間等と連携した保全活動の推進

- ・民間等による保全活動への参画促進
- ・認定希少種保全動植物園等制度の更なる活用
- ・保護増殖事業の在り方の整理

4. 国と自治体との適切な役割分担

- ・法と希少種保全に関する自治体条例との役割分担等の明確化

5. 社会状況の変化に対応した譲渡し等規制の適正化

- ・ペット流通種の譲渡し等規制に係る運用改善
- ・個体識別措置に係る制度改善

1. 生息・生育の場の保全

【現状と課題】

- ・生息・生育地の開発や管理不足は、依然として希少種の存続を脅かす主要な要因の一つである。
- ・規制的手法である生息地等保護区の指定は、7種を対象とした10か所に留まっている。
- ・自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護法、地域生物多様性増進法等の関連法令による保護地域等との連携を図り、希少種の生息・生育地として重要な場所を効果的に保護する必要がある。
- ・二次的な自然環境の保全・維持活動がなされている生息・生育地は限定的である。また、種や生息・生育地の特性によっては、生息地等保護区による一律の規制がふさわしくない場合もある。

【今後の方向性】

- ・希少種の、生息・生育の場の保全に向けて、重要な生息・生育地を把握し、保護地域（規制的手法）による保全が望ましい地域を抽出の上、生息地等保護区の指定やその他保護地域との有機的な連携を図り、場の保全を図っていく必要がある。
- ・一方で、生息・生育の場や種の特性から、場を保全・維持していくための活動が必要な地域については、保護地域の指定に限らず、保全・維持活動を推進するための方策を講じるなど、希少種の生息・生育環境に応じた方策が必要である。

（1）希少種情報の収集・整備

- ・希少種の生息・生育情報について国としての収集・整備を一層推進する。

（2）希少種の重要な生息・生育地の把握

- ・（1）で収集・整備した希少種情報を踏まえ希少種の保全上重要な地域を抽出し、既存の保護地域等の地理情報とも重ね合わせ、今後、さらに国として保全を図るべき重要な生息・生育地を抽出する「希少種の生息・生育地保全に向けた総点検（仮称）」を実施する。
- ・上記総点検の結果を踏まえ、国として優先的に保護地域の指定を図っていくべき地域や保全・維持活動を実施すべき場の空間的な抽出とともに、他制度との組合せ・連携による一体的な保全の推進についても検討する。

（3）生息地等保護区の指定推進

- ・（1）で抽出した保護地域による保全が望ましい地域のうち、他法令による保護地域制度の特性を踏まえた組合せ等も念頭に、生息地等保護区として指定することが望ましい区域を抽出する。
- ・生息地等保護区の指定手順や土地所有者等の同意に係る考え方を整理する。

（4）民間団体による場の維持・管理活動に対する支援及び連携

- ・規制的手法ではなく、生息・生育環境の維持管理活動が重要な場については、国と保全活動団体間の協定等により各種維持管理活動を促進していくための仕組みについて検討する。

2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減

【現状と課題】

- ・開発行為等により国内希少野生動植物種への著しい影響が懸念される場合は、現行規定でも種の保存法に基づく助言・指導が可能であるが、追加的な保全措置の実施についても事業者の自発的な対応に委ねることとなり、助言・指導の内容が確実に実施される保証はない。
- ・また、報告徴収等の規定がないため、事業者が希少種に対してどの程度影響を与えているかを具体的に把握する手段も限られており、事業者の任意の情報提供等に委ねられている。
- ・近年、気候変動対策の一環として再生可能エネルギーの導入が促進されてきたことに伴い、太陽光発電施設建設による生息・生育環境の喪失・劣化や、風力発電施設によるバードストライクなどが発生している。
- ・一般的に希少種情報は非公開とされることが多いが、事業者等が事前にその生息・生育情報を把握できない場合、生息・生育環境が事業によって消失してしまう事例も後を絶たない。

【今後の方向性】

- ・開発事業者が生息・生育情報をあらかじめ把握し、非意図的な生息・生育地の改変を回避できるよう促す必要がある。
- ・事業者に対する助言・指導等への対応がより確実に実施されるようにするための方策について検討を進める必要がある。

（1）希少種情報の公開・提供検討

- ・1.（1）で収集・整備した情報について、希少種の生息情報が慎重な管理や取扱いを必要とすることを踏まえて、当該種の保全に配慮した形で、公開・提供できる情報と提供先の要件を整理の上、事業者による希少種への配慮を促すよう公開又は情報提供する方法についても慎重に検討を進める。

（2）事業者に対する助言・指導

- ・法第35条に基づく事業者等への助言・指導を実施する際の考え方や要件等を整理し、適切かつ効果的な運用を図る。

（3）助言・指導に応じない事業者への更なる対応

- ・保護増殖事業を実施している国内希少野生動植物種を念頭に、希少種又はその生息・生育環境に著しい影響を生じさせている又はそのおそれがある行為を行う事業者に対して、報告を求めることができるようにすることや、助言・指導を行ったにも関わらずそれに応じない場合、当該事業者等に対して、追加的な保全措置等を求めていくことができるようにすること等の可能性を精査の上、必要な対応を検討する。

3. 民間等と連携した保全活動の推進

【現状と課題】

- ・希少種の保全活動は、国・地方公共団体に加え、大学・研究機関、保全団体、動植物園等の多様な主体との連携のもと進められている。一方、多様な主体の取組を継続的・効果的に支えるための役割分担、財政的・技術的支援、連携確保のための仕組みは十分とはいえない。
- ・現行制度では、保護増殖事業計画を策定できるのは国のみとなっているが、全国的な種の保存の観点から国が保護増殖事業計画を策定すべき種は限られ、同計画が未策定の種については、国以外の主体が保護増殖に資する事業を進めづらい場合があり、地域や民間の参画拡大を妨げているとの指摘がある。
- ・認定希少種保全動植物園等制度は、認定希少種保全動植物園等の公的機能が十分に認知されていないなど認定メリットの見えにくい一方で、認定や更新にかかる手続きの煩雑さから活用が広がっていない。

【今後の方向性】

- ・多様な主体の参画のもと、希少種の保全活動の裾野を広げるとともに、その継続性と実効性を確保していく必要がある。

(1) 民間等による保全活動への参画促進

- ・生息・生育環境の維持管理活動が重要な場について国と保全活動団体間の協定等により各種維持管理活動を促進していく仕組み（1.（4）再掲）や、国による保護増殖事業計画が未策定の種について民間団体等が保護増殖に資する事業を実施しやすくなる仕組みなど、民間等による保全活動を後押しする施策について検討する。

(2) 認定希少種保全動植物園等制度の更なる活用

- ・認定希少種保全動植物園等が有する公的機能を更に明確化し、社会的認知につながる仕組みを検討する。
- ・現行制度における5年ごとの認定更新制度の廃止や、複数園館による希少種の保全管理の計画に基づく園館間の譲渡し等を円滑に実施できる仕組みを検討するなど、現行手続の合理化を図る。

(3) 保護増殖事業の在り方の整理

- ・国として優先的に取り組むべき種の考え方や事業内容を整理し、予算・人員等を効果的に配分するとともに、保護増殖事業計画の制度について個体数が十分に回復した種の取扱を含め必要な見直し等を検討・整理する。
- ・保護増殖事業における気候変動への適応に関する対応の考え方についても検討する。

4. 国と自治体との適切な役割分担

【現状と課題】

- ・希少種保護に関する条例は36都道府県で策定され、多くは種の保存法と類似する捕獲規制、保護増殖事業、保護区制度を定めているほか、一部には所持規制など独自の内容もみられる。
- ・一方、種の保存法には自治体の事務・権限や条例との制度的連携が位置付けられておらず、国と自治体の役割分担が明確ではない、自治体が希少種保全に係る予算・人員を確保しにくい、法律と条例に基づく手続きが重複し得るなどの指摘がある。

【今後の方向性】

- ・希少種保全に係る国と自治体との適切な役割分担のあり方について整理する必要がある。

(1) 法と希少種条例との役割分担等の明確化

- ・国と自治体の連携・調整の場を設けるとともに、国と自治体の適切な役割分担について整理し、自治体と相談の上、自治体の判断により条例と種の保存法の連携を可能とすること等の必要性について検討する。
- ・あわせて、国内希少野生動植物種について法と条例で同様の手続きを重ねて課すことがないようにするなど、法と条例による手続の合理化の必要性についても検討する。

5. 社会状況の変化に対応した譲渡し等規制の適正化

【現状と課題】

- ・国際希少野生動植物種の譲渡し等規制にかかる制度は、違法に取得された個体等の市場流通を規制し、人の管理下に置かれる個体を適切に取り扱うことで種の保存を図ること目的としている。
- ・他方、長寿命種を中心に、飼養者の死亡、疾病、入院等のやむを得ない事情による譲渡し等や一時預かりが必要となる事案が生じているが、現行制度では対応しにくい。今後、高齢化社会や単独世帯の増加等を背景として、こうした行き場のない個体の増加が懸念される。
- ・一方で、安易な手続き緩和は、新たなブラックマーケットの形成やロンダリングを招かないよう、対象種、譲渡先、譲渡し後の管理の在り方等を慎重に整理する必要がある。
- ・生体の個体等登録における個体識別措置は、違法流通を防止する上で有効である一方、個体のサイズ、老齢、疾病等の事情により、マイクロチップの挿入が難しい場合がある。

【今後の方向性】

- ・違法流通の防止と適正管理を確保しつつ、飼養継続困難事案に係る支障に対応するため、規制の適正化について検討を進める必要がある。
- ・飼養継続困難事案への対応や個体識別措置の検討にあたっては、対応すべき種や事案の実態を把握するための流通状況調査を併せて行う必要がある。

(1) ペット流通種の譲渡し等規制に係る運用改善

- ・飼養者の死亡、疾病、高齢化その他のやむを得ない事情により、譲渡し等又は一時預かりが必要となる事案については、個体の適正な管理の継続及び適切な譲渡し等がなされるよう、譲渡し等の許可制度の運用改善を検討する。
- ・緊急時については、新たなブラックマーケットの形成やロンダリングを防ぐ観点から、必要最小限の範囲で一時的に預かることのできる仕組みを検討する。
- ・あわせて、上記制度の周知、相談対応等についても検討を進める。

(2) 生体の登録における個体識別措置

- ・個体識別措置については、個体等登録制度の信頼性を維持しながら、種又は個体の特性に応じて個体識別の必要性も含めた取扱いを検討する必要がある。
- ・個体識別が困難な場合の代替措置については、現時点では、導入すべき種は確認されていないが、新たな識別技術の進展も踏まえつつ、今後、違法流通のリスクや国内流通実態に応じて対象とすべき種が確認された場合に、代替措置の必要性について検討を進める。

(参考) 検討会の開催経緯・体制

(1) 開催経緯及び今後のスケジュール

令和7年10月14日 第1回検討会

- ・ 施行状況評価の結果、今後の論点整理及び方向性の議論

令和7年12月12日 第2回検討会

- ・ 主な論点：生息地・生育地の保全

令和8年1月28日 第3回検討会

- ・ 主な論点：認定動植物園、流通管理

令和8年3月3日 第4回検討会

- ・ 主な論点：自治体との連携、生息・生育情報の取扱い

令和8年4月24日 第5回検討会

- ・ 主な論点：報告書骨子

<以下、予定>

令和8年6月～7月 第6回検討会

- ・ 議論の総括、報告書（案）の提示

令和8年6～7月

- ・ 本検討会の議論の結果を取りまとめた報告書の公表

(2) 在り方検討の体制

■検討委員（五十音順、敬称略）

石井 信夫 東京女子大学 名誉教授

石井 実 大阪府立大学 名誉教授 ※第1回のみ（2025年12月に逝去）

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長

勢一 智子 西南学院大学法学部法律学科 教授

寺田 佐恵子 大阪公立大学 農学部緑地環境科学科 助教

原 久美子 公益社団法人日本動物園水族館協会 専務理事

三橋 弘宗 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 自然環境系生態研究部門 講師

箕輪 さくら 信州大学経法学部 准教授